

## 鳥獣による農作物被害を減らしたい

<b>事業名</b>	鳥獣被害防止総合対策事業
<b>分類</b>	【鳥獣被害対策】
<b>事業要旨</b>	わなの購入等被害防止体制を整備するための経費、有害捕獲に関する経費、鳥獣被害防止施設等の整備の経費を助成することにより、農業者の鳥獣被害防止活動を支援して、被害額の減少による経営の安定化を図ります。
<b>事業概要</b>	<p><b>1. 地域ぐるみの被害防止対策に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業）（わなの購入等被害防止体制の整備）</p> <p>【事業主体】 地域協議会</p> <p>【事業内容】 市町村協議会等が実施する、鳥獣被害防止対策に関する経費の助成推進体制の整備、有害捕獲（箱わな等の購入、研修会開催等）、被害防除（追払い・追上げ等）</p> <p>【対象経費】 推進体制の整備・・・会場借料、印刷費及び製本費、郵便料など 有害捕獲・・・捕獲活動への役務要請に対する賃金、捕獲に必要な機材（箱わな、くくりわな）の費用など 被害防除・・・追払い・追上げ活動への役務要請に対する賃金など</p> <p>【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止環境整備支援事業（イノシシを近づけない環境整備）</p> <p>【事業主体】 地域協議会</p> <p>【事業内容】 鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村が構成員の地域協議会が実施する、緩衝帯整備等の生息環境管理に関する経費の助成</p> <p>【対象経費】 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金など</p> <p>【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（定額の場合あり）。事業主体負担分の 1/2 を県補助。</p> <p><b>2. 有害捕獲に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業</p> <p>【事業主体】 地域協議会、市町村</p> <p>【事業内容】 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の有害捕獲を緊急的に行うための経費の助成</p> <p>【対象経費】 有害捕獲活動に要する経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）等</p> <p>【補助限度額・補助率】 定額（上限単価あり）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業</p> <p>【事業主体】 地域協議会、市町村</p> <p>【事業内容】 2-(1)の緊急捕獲活動支援事業（国補）を活用している市町村が実施するイノシシ捕獲報奨金に対する上乗せ助成</p> <p>【対象経費】 (1)に上乗せして市町村が支出する捕獲奨励金等</p> <p>【補助限度額・補助率】 市町村負担額と同額（上限イノシシ成獣 8 千円、幼獣 1 千円）</p> <p><b>3. 鳥獣被害防止施設・処理加工施設の整備に関する経費の支援</b></p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）</p> <p>【事業主体】 地域協議会及びその構成員</p> <p>【事業内容】 鳥獣被害防止施設（原則受益者 3 戸以上での電気柵設置等）、処理加工施設の整備の経費の助成</p> <p>【対象経費】 鳥獣被害防止施設（新規・再編）及び処理加工施設の整備に要する経費</p> <p>【補助限度額・補助率】 原則国 1/2 以内（自力施工の場合、定額）</p> <p>(2) 鳥獣被害防止施設整備支援事業</p> <p>【事業主体】 市町村</p> <p>【事業内容】 国補対象とならない鳥獣被害防止施設の設置に対し市町村が補助を実施する場合に同額を助成（受益者 3 戸未満）</p> <p>【対象経費】 市町村が支出する鳥獣被害防止施設の設置に関する補助金</p> <p>【補助限度額・補助率】 市町村負担額と同額（上限 6 万円）</p> <p>【1～3に関する補助要件等】 被害防止計画が作成されている又は作成されることが確実に見込まれること 等</p> <p>【問合せ先】 農村計画課 農村活性化G TEL：029-301-4264</p>